三　信用格付を付与した者が当該信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要
四　信用格付の前提、意義及び限界

第二百三十五条中「第三十八条第六号」を「第三十八条第七号」に改める。

（資産対応証券の募集等又はその取扱いを行う特定目的会社及び特定譲渡人に係る行為規制等に関する内閣府令の一部改正）

第二十七条　資産対応証券の募集等又はその取扱いを行う特定目的会社及び特定譲渡人に係る行為規制等に関する内閣府令（平成十二年総理府令第百三十号）の一部を次のように改正する。

第十六条の次に次の二条を加える。

（投資者の保護に欠けるおそれが少ないと認められる信用格付）

第十六条の二　準用金融商品取引法第三十八条第三号に規定する内閣府令で定めるものは、当該募集等契約に係る資産対応証券の原資産（金融商品取引業等に関する内閣府令第二百九十五条第三項第二号に規定する原資産をいう。）の信用状態に関する評価を対象とする信用格付（金融商品取引法第二条第三十四項に規定する信用格付をいい、実質的に当該資産対応証券の信用状態に関する評価を対象とする信用格付と認められる信用格付を除く。）とする。

（信用格付業者の登録の意義その他の事項）

第十六条の三　準用金融商品取引法第三十八条第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義
二　信用格付（金融商品取引法第二条第三十四項に規定する信用格付をいう。以下この条において同じ。）を付与した者に関する次に掲げる事項
イ　商号、名称又は氏名
ロ　法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）であるときは、役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）の氏名又は名称
ハ　本店その他の主たる営業所又は事務所の名称及び所在地
三　信用格付を付与した者が当該信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要
四　信用格付の前提、意義及び限界

第十七条中「第三十八条第六号」を「第三十八条第七号」に改める。

（特定目的信託の受益証券の募集等を行う原委託者に係る行為規制等に関する内閣府令の一部改正）

第二十八条　特定目的信託の受益証券の募集等を行う原委託者に係る行為規制等に関する内閣府令（平成十二年総理府令第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第十六条の次に次の二条を加える。

（投資者の保護に欠けるおそれが少ないと認められる信用格付）

第十六条の二　準用金融商品取引法第三十八条第三号に規定する内閣府令で定めるものは、当該募集等に関する契約に係る受益証券の原資産（金融商品取引業等に関する内閣府令第二百九十五条第三項第二号に規定する原資産をいう。）の信用状態に関する評価を対象とする信用格付（金融商品取引法第二条第三十四項に規定する信用格付をいい、実質的に当該受益証券の信用状態に関する評価を対象とする信用格付と認められる信用格付を除く。）とする。

（信用格付業者の登録の意義その他の事項）

第十六条の三　準用金融商品取引法第三十八条第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義
二　信用格付（金融商品取引法第二条第三十四項に規定する信用格付をいう。以下この条において同じ。）を付与した者に関する次に掲げる事項
イ　商号、名称又は氏名
ロ　法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）であるときは、役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）の氏名又は名称
ハ　本店その他の主たる営業所又は事務所の名称及び所在地
三　信用格付を付与した者が当該信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要
四　信用格付の前提、意義及び限界

第十七条中「第三十八条第六号」を「第三十八条第七号」に改める。

（内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第二十九条　内閣府の所管する金融関連法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年内閣府令第十三号）の一部を次のように改正する。

別表に次の一号を加える。

六十　金融商品取引法第五章の五の規定による指定紛争解決機関に関する内閣府令（平成二十一年内閣府令第七十七号）

（内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第三十条　内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年内閣府令第二十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の項中「第六十六条の十八」の下に「、第六十六条の三十七、第六十六条の三十九」を加える。

別表第二金融商品取引法の項中「及び第六十六条の十六」を「、第六十六条の十六及び第六十六条の三十七」に改める。

別表第三金融商品取引法の項中「第六十六条の十八」の下に「、第六十六条の三十七、第六十六条の三十九」を加える。

別表第四金融商品取引法の項中「第六十六条の十八」の下に「、第六十六条の三十九」を加える。

（金融商品取引業協会等に関する内閣府令の一部改正）

第三十一条　金融商品取引業協会等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十三号）の一部を次のように改正する。

第二十二条中「第十八条の四の二第二項」を「第十八条の四の九第二項」に改める。

第三十条中「第十八条の四の三第二項第八号」を「第十八条の四の十第二項第八号」に改める。

第三十一条及び第三十二条第一項中「第十八条の四の三第五項」を「第十八条の四の十第五項」に改める。

（貸金業の規制等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令の一部改正）

第三十二条　貸金業の規制等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（平成十九年内閣府令第七十九号）の一部を次のように改正する。

附則第九条第二号中「第八条第三号」を「第八条第四号」に改める。

（金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令の一部改正）

第三十三条　金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（平成二十一年内閣府令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第百十七条に十項を加える改正規定中「維持必要預託額」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額に百分の四を乗じて得た額又は当該額に外国為替相場の変動を適切に反映させた額」の下に「（これらの額が当該各号の通貨関連デリバティブ取引に関し顧客が負担する債務の履行に必要な金銭の額を超える場合にあっては、当該金銭の額）」を加える。